

HEART COMMUNICATION

2025
春号



いつも大変お世話になり、誠にありがとうございます。皆様のご協力のもと、無事に確定申告を終えることができました。早期の資料提供にご協力いただき、ありがとうございました。

いよいよ新年度を迎えました。国内ではあらゆるモノの値段が上昇し、高止まりの様相が続いています。原材料、人件費はもとより生活必需品である米や野菜も高騰が続いています。販売価格を上げていかなければ事業の継続が難しく、その上、人手不足により需要があっても廃業を迫られるケースが出てきています。金利のある世界が戻りつつあり財務面での負担も増えています。10年ひと昔前の経営ではついていけないほど、DX化やAI導入を迫られる経営環境になっております。

人手不足は全業種について言えることです。外国人労働者雇用を検討したり、社内ポジションチェンジも検討されながら経営をしていただいていると思います。政府では働き控えを少しでも防止しようと、103万円の壁引き上げとともに、非課税枠の対象年収も拡大するように進めています。合わせて、本年分からは皆様のお子様世代、特に大学生年代の働き控え抑止のため、特定親族特別控除を創設しました。63万円の特定扶養控除の要件を緩和し、少しでも労働時間を増やせるような施策です。

DX化も進めつつ、新たな働き方についても情報収集が必須となっています。私共は、経営者の皆様と共に経営について考え、新しく正確な情報を提供できる会計事務所でありたいと考えております。新年度も何卒宜しくお願い申し上げます。

令和7年4月1日
高田総合会計事務所
所長 高田 直浩

これからの生活はどうか？

令和7年度税制改正大綱から改正点をピックアップ！



令和6年12月27日に「令和7年度税制改正」の大綱が閣議決定されました。

今回の税制改正大綱にかかる国民の一番の関心は、いわゆる「年収の壁」がどのように変わるかという事だと思われます。

国民民主党は「年収の壁」を現行の103万円から178万円に引き上げる事を要求していましたが、どうなったのでしょうか。

そうした点を踏まえ、閣議決定された大綱の中でも個人課税の部門を中心に改正点を紹介していきます。



【個人課税】

(1) 基礎控除の額の引き上げ

⇒「年収の壁」は103万円から**123万円**へと引き上げられます。

「合計所得金額が2,350万円である個人の控除額を10万円引き上げる。」となり、結果基礎控除の額は、以下の通りとなります。

| 所得による区分 | 基礎控除額 |
|---------------------------|-------|
| 合計所得が2,350万円以下の個人 | 58万円 |
| 合計所得が2,350万円超2,400万円以下の個人 | 48万円 |
| 合計所得が2,400万円超2,450万円以下の個人 | 32万円 |
| 合計所得が2,450万円超2,500万円以下の個人 | 16万円 |

現行の税制では、合計所得金額2,400万円以下の個人が48万円の控除となるため、今回の税制改正により控除額が10万円引き上げとなります。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

⇒これまで55万円だった給与所得控除の最低保障額が、65万円に引き上げられます。

これまで、**基礎控除額48万円+給与所得控除55万円の合計となる103万円**が課税有無のボーダーラインとなる「年収の壁」となっていましたが、(1)(2)の通り、今後は**基礎控除額58万円+給与所得控除65万円=123万円**となり、年収の壁が引き上げられます。

月収ベースで考えると、約85,000円/月程度に収入を抑える必要がありましたが、今後は約100,000円/月になるまで働いても所得税が課税されなくなったということとなります。

これらの改正は令和7年1月1日から適用される見込みです。

一方で、上記の改正を受けた源泉所得税額表の改正は、令和8年1月1日以後に支払われる給与について適用される事となります。

しかし、上記のような改正により所得税の負担が軽減されたとしても、社会保険の負担の問題が残っています。これをあわせて議論しなければ、所得税の「年収の壁」を引き上げたところで、社会保険を含めた「年収の壁」に直面する人々の働き方には、大きな変化は見られないと考えられます。

(3) 特定親族特別控除(仮称)

⇒居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者の年分の総所得金額等から、次の図の通りの控除額を控除することとなります。

| 親族等の合計所得金額 | 控除額 |
|---------------|------|
| 58万円超85万円以下 | 63万円 |
| 85万円超90万円以下 | 61万円 |
| 90万円超95万円以下 | 51万円 |
| 95万円超100万円以下 | 41万円 |
| 100万円超105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超120万円以下 | 6万円 |
| 120万円超123万円以下 | 5万円 |

⇒扶養親族が、19歳以上23歳未満かつ「年収の壁」を超える収入のある方の扶養者は、左図の通り控除を受けることができるようになりました。

これは配偶者特別控除と似た制度で、例えば、大学生の子どもがアルバイトで年収150万円程度を稼いだとしても、その扶養者は特定扶養親族と同じ控除額を受けることとなります。

しかし、「社会保険の壁」(年収106万円または130万円)の問題はそのまま存在しているため、実効性については疑問が残ります。

上記の改正を受けて、住民税の所得控除も改正されますが、今回は説明を割愛いたします。



(4) 生命保険料控除の改正

⇒新生命保険料の一般生命保険料控除について、居住者が23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分の一般生命保険料の控除額が以下の通りに変更となります。

| 年間の新生命保険料 | 控除額 |
|--------------------|----------------------|
| 30,000円以下 | 新生命保険料の全額 |
| 30,000円超60,000円以下 | 新生命保険料×1/2 + 15,000円 |
| 60,000円超120,000円以下 | 新生命保険料×1/4 + 30,000円 |
| 120,000円超 | 一律60,000円 |

この控除は「23歳未満の居住者がいる場合」に限られますが、これまで年間の保険料が、80,000円超で40,000円の適用限度額だったものが、上記の様に引き上げられました。

ですが、一般保険+介護保険+個人年金のトータルの適用限度額は、これまで同様120,000円に据え置かれていますので、ご注意ください。



【防衛特別法人税(仮称)の創設】

★令和8年4月1日以後に開始される事業年度から適用される予定です。★

(1) 対象 ⇒ 法人税を納めることとなる法人

(※赤字や繰越欠損金充当で法人税を納めない法人には課されない見込みです)

(2) 税率 ⇒ 課税標準法人税額×4%

(3) 課税標準法人税額 ⇒ 基準法人税額 - 基礎控除(500万円)

(※基準法人税額は、所得税額の控除等を適用しないで計算した法人税額を指します)

この防衛特別法人税(仮称)は、法人税額が500万円を超えなければ課税されませんが、新たな税目が加わった事で対象となる法人の税負担が増えることとなります。

新たな税目が創設された際には、改めて事前アナウンスを行います。

国税・地方税のダイレクト納付の推進について

過去の事務所通信でもお伝えしていますように、納付書を使用しない“キャッシュレス納付”の利用拡大のため、消費税の中間申告書兼納付書などの一部を除き、国税庁からは納付書が事前送付されなくなりました。

弊社では、このキャッシュレス納付推進の動きに合わせて、令和6年より法人のお客様に対し、キャッシュレス納付についてのご説明等を順次行っております。

なかでも「国税電子申告・納税システム【e-Tax】」、および「地方税ポータルシステム【eLTAX】」から直接納付いただける【ダイレクト納付】による納付方法を推進しており、ダイレクト納付を行うための事前準備である、ダイレクト納付用の口座登録手続きについてのご説明および登録手続きの代行を行っております。

キャッシュレス納付の種類



ダイレクト納付

クレジットカード納付

インターネットバンキングによる納付

スマホアプリ納付(※国税のみ)

様々なキャッシュレス納付のなかでも**ダイレクト納付**をおすすめする理由に、

- 国税庁および地方税共同機構の直轄のシステムであること。
- 手数料などがかからないこと

などが挙げられます。



国税・地方税ともに事前の口座登録手続きは必要ですが、「パソコンさえあればいつでも納税ができる*（※国税はスマホでも納付が可能）」、「金融機関に出向かなくて済む」などのメリットがあります。

ダイレクト納付の口座登録手続きがお済みではないお客様におかれましては、ダイレクト納付用の口座登録手続きおよびダイレクト納付を含む各種キャッシュレス納付の実施をご検討いただけましたら幸いです。

詳しくは各担当者にお尋ねください。

*e-Tax および eLTAX は、それぞれの利用可能時間が異なりますので、ご注意ください。
利用可能時間外には、オンラインでの各種手続き・マイページの閲覧はできません。



高田総合会計事務所

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3
TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127
U R L <http://www.takadakaikei.co.jp>
E-mail info@takadakaikei.co.jp